

役員報酬規程

社会福祉法人元倉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元倉会の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償費について定めるものである。

(定義)

第2条 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営業務の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬)

第5条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、職員旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(重複支給の防止)

第8条 評議員が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、理事会に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬	0円	5,000円
評議員会出席報酬	0円	5,000円
監事監査報酬等	0円	5,000円
苦情解決第三者委員報酬	0円	5,000円